

■ 各種サービス・日常生活の援助などについて

1 障害福祉サービス（障害者総合支援法）

障害福祉サービスは、個々の障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービスで、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられます。また、障害福祉サービスを利用する場合の相談やサービス等利用計画作成などの支援や、地域生活への移行に向けた支援を行うなどの「相談支援」があります。

【サービスの種類】

介護給付		
訪問系	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより自己判断能力が十分でない人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	同行援護	視覚障がいの方が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
日中活動系	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設系	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

訓練等給付		
居住支援系	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	居室を提供するとともに、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います。
訓練系・就労系	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持、向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
	就労選択支援	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
相談支援		
相談系	計画相談支援	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。
	地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、施設入所や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。
	地域定着支援	入所施設や精神科病院から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。

【対象者】

身体障がい者	・身体障害者手帳の交付を受けている方
知的障がい者	・療育手帳の交付を受けている方 ・知的障がいを事由とする年金を現に受給している方
精神障がい者	・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ・精神障がいを事由とする年金を現に受給している方 ・精神障がいを事由とする特別障害給付金を現に受給している方 ・自立支援医療受給者証（精神通院のみ）の交付を受けている方 ・国際疾病分類 ICD-10 コードが記載された医師の診断書により精神障がい者であることを町が確認できる方
難病等患者	・医師の診断書や特定疾患医療受給者証などで難病等患者であることを町が確認できる方 ※厚生労働省が指定する難病の種類 78～80 ページをご確認ください
障がい児 (18歳未満の方)	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方 ・特別児童扶養手当または障害児福祉手当を現に受給している方 ・国際疾病分類 ICD-10 コードが記載された医師の診断書や特定疾患医療受給者証などで難病等患者であることを町が確認できる方 ・上記に該当しない場合は、町が障がいの有無を確認できる方

【サービス事業所】 令和8年4月1日時点

サービスの種類	事業所名	所在地	連絡先（電話）
居宅介護 重度訪問介護	八雲町社協くまいし 居宅支援事業所	八雲町熊石根崎町116番地	(01398)2-2816
	八雲町指定居宅介護事業所	八雲町栄町13番地1 シルバープラザ内	(0137)64-2111
就労継続支援B型	共生サロン 「八雲シンフォニー」	八雲町東町273番地	(0137)62-4300
	きずなファーム	八雲町山崎409番地2	(0137)68-2835
	かつら共同作業所	八雲町熱田43番地1	(0137)62-3300
	就労支援事業所うしお	八雲町黒岩644番地48	(0137)66-5210
	ジョブシードB型	函館市深堀町1番7号 (※町内に施設外就労あり)	(0138)83-8018

就労移行支援 (就労継続支援 B 型)	障害者就労移行支援センター ジョブシード	函館市深堀町1番7号 (※町内に施設外就労あり)	(0138)83-8018
共同生活援助 (グループホーム)	支援ハウスきずなⅠ	八雲町立岩55番地10	(0137)68-2820
	支援ハウスきずなⅡ	八雲町本町55番地14	(0137)68-2835
	指定共同生活援助まごころ	八雲町栄町20番地5	(0137)62-3300
	指定共同生活援助まごころ 2	八雲町栄町20番地6	
	ぐるーぷほーむ “ホッと”	八雲町東町289番地19	(0137)62-4300
	ぐるーぷほーむ “ホッと 2”	八雲町東町289番地4	
計画相談支援	指定特定相談支援事業所 のどか	八雲町東雲町12番地28	(0137)62-3300
	特定相談支援事業所えがお	八雲町東町273番地	(0137)62-4300
	八雲町障害者指定特定 相談支援事業所	八雲町栄町13番地 1 シルバープラザ内	(0137)64-2111

※町ホームページの掲載に関して承諾を得られた事業所のみを掲載しています。

【利用者負担】

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般 1	市町村民税課税世帯 ※居宅で生活する障害児	4,600円
	市町村民税課税世帯 (障害者：所得割 16万円未満、障害児：所得割 28万円未満) ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます。	9,300円
一般 2	上記以外	37,200円

※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般 2」となります。

※入所施設、グループホーム等のサービスを利用する場合の家賃、食費、水道光熱費などは、自己負担となりますが、所得に応じた補足給付があります。

【所得を判断する際の世帯の範囲】

種別	世帯の範囲
18 歳以上の障がい者 (施設に入所する 18、19 歳を除く)	障がいのある方とその配偶者
障がい児 (施設に入所する 18、19 歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
------	-----------------	-------------------



2 障害児通所支援（児童福祉法）

障がい児が通所による支援を受けたいときは児童福祉法によって規定されているサービスを利用することになります。

【サービスの種類】

児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の発達を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいにより、児童発達支援等のサービスを受けるために外出することが著しく困難である障がい児の居宅へ訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うものです。支援は訪問支援員が行います。
保育所等訪問支援	障がい児が他の児童との集団生活に適応することができるよう障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものです。支援は訪問支援員が行います。
障害児相談支援	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい児の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。

【対象者】

障がい児 (18歳未満の方)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方 ・特別児童扶養手当または障害児福祉手当を現に受給している方 ・国際疾病分類 ICD-10 コードが記載された医師の診断書や特定疾患医療受給者証などで難病等患者であることを町が確認できる方 ・児童相談所の判定を受けている方 ・特別支援学級等へ在籍している方 ・(他市町村から転入された方で)他市町村で支給決定された障害児通所支援受給者証が確認できる方 ・上記に該当しない場合は、町が障がいの有無を確認できる方
-------------------	--

【サービス事業所】令和8年4月1日時点

サービスの種類	事業所名	所在地	連絡先（電話）
放課後等デイサービス	フライン	八雲町東町 275 番地	(0137)63-2820
	まな manaプラス	八雲町本町 125 番地 62	(0137)66-5786
児童発達支援 放課後等デイサービス	まな manaうちうら	八雲町内浦町 240 番地 3	(0137)66-5558
	まな manaふじみ	八雲町富士見町 166 番 地 4	(0137)66-5086
計画相談支援	指定障害児相談支援事業所 のどか	八雲町東雲町12番地28	(0137)62-3300
	障がい児相談支援事業所 えがお	八雲町東町273番地	(0137)62-4300
	八雲町障害者指定特定 相談支援事業所	八雲町栄町13番地 1 シルバープラザ内	(0137)64-2111

【利用者負担】

区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割 28万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

※所得を判断する際の世帯の範囲は、障害福祉サービスと同じです。

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
------	-----------------	-------------------

3 地域活動支援センター

障がい者に対して就労、生産活動、創作活動の機会や場所を提供します。町内にはありませんが、江差町にある「南檜山あゆみ共同作業所」を利用することができます。

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話 (01398) 2-3112

4 社会参加の促進

名称	対象者	問合せ先
ほっとしよう会（熊石地域）	八雲町に在住の知的・精神障がい を有する方、もしくはそれに準ず る方	熊石総合支所 住民福祉係 電話（01398）2-3112

5 八雲総合病院精神科ショートケア

精神科に通院しながら、仲間と共に様々な活動を通して、生活のリズムを獲得し、病状の安定を図ることを目的とした治療です。

【場所】 八雲総合病院1階 デイケア室

【実施日】 毎週 月・水・金曜日 9:00～12:00（祝日を除く）

【内容】 手芸などの創作活動。カラオケ、体操、レクリエーション、調理、園芸など

【利用者負担】 各種健康保険が使えます。

また、自立支援医療受給中の方は、医療費の1割で利用することができます。

（1回370円程度）

※利用については、精神科主治医または精神科相談員にお問い合わせください。

問合せ先	八雲総合病院 地域医療連携課	電話（0137）63-2185
------	----------------	-----------------



6 レスパイト入院

レスパイト入院は、在宅で介護・医療を受けている方や、そのご家族・介護者の休養を目的とした短期入院のことを言います。

八雲総合病院のレスパイト入院は、介護保険施設等でのショートステイでは受入が難しい、経管栄養の方、床ずれの処置がある方など医療的処置が必要な方や、認知症など精神疾患の方への対応が可能です。

【対象者】

自宅や居住系施設に退院される方

【補足】

- ・地域包括ケア病棟や精神科病棟の空床ベッドで入院調整を行うため、ご希望の日程に沿えない場合があります。
- ・レスパイト入院中は、原則、緊急性のない他科受診はできません。
- ・内服中のお薬（内服薬、外用剤、処方されている栄養剤等）、ストマ装具はご持参ください。
- ・レスパイト入院の相談は、担当ケアマネ、相談支援専門員、もしくは地域医療連携課相談員にお問い合わせください。

問合せ先	八雲総合病院 地域医療連携課	電話 (0137) 63-2185
------	----------------	-------------------

7 補装具費の支給

身体の欠損又は失われた身体機能を補う補装具の購入費や修理費などの支給を行います。

【対象者】

身体障がい者(児)もしくは難病の方※で判定等により補装具が必要な障がい状況と認められた方
※医師の診断書または特定疾患医療受給者証をお持ちの方です。

【対象となる補装具】

身体障がい者・ 身体障がい児共通	義肢・装具・座位保持装置・視覚障害者安全つえ・義眼・眼鏡・補聴器・人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ）・車椅子・電動車椅子・歩行器・歩行補助つえ（T字状・棒状のものを除く）・重度障害者用意思伝達装置
身体障がい児のみ	座位保持椅子・起立保持具・頭部保持具・排便補助具

【利用者負担】原則として1割負担（所得に応じた負担上限があります。非課税世帯、生活保護世帯の場合、原則自己負担はありません。）

問合せ先	シルバークラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
------	-----------------	-------------------

8 地域生活支援事業

(1) 障がい者相談支援事業

障がい者、障がい児の保護者または障がい者の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者が自立した生活を営むことができるように支援します。

【実施方法】 相談者の状況、相談内容に応じ、訪問や電話等により対応します。

【利用者担】 無料

(2) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分で日常生活に支障のある認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の成年後見制度の利用の促進を図るため、審判請求の申し立てに要する経費及び後見人等への報酬の一部または全てを助成します。

【対象者】 生活保護受給者又は資産および収入等の状況から生活保護受給者に準ずると認められる方

【申し立てに関する費用】 本人の所得に応じ、費用負担が生じる場合もあります。

【後見人等への報酬】 限度額 在宅生活者 月額 28,000 円
施設入所者 月額 18,000 円
(家庭裁判所が定める金額の範囲内)

(3) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者（児）に対して、手話通訳者を派遣します。

【利用者負担】 無料

(4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対してヘルパー等が付き添い、外出のための支援を行います。

【対象者】

- ・身体障害者手帳（下肢機能障がい1～2級、体幹機能障がい1～3級、視覚障がい1～2級）の交付を受けている方
- ・療育手帳の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳1～2級の交付を受けている方
- ・医師の診断書や特定疾患医療受給者証などで難病等患者であることを町が確認できる方

※厚生労働省が指定する難病の種類は 78～80 ページをご確認ください。

※施設やグループホーム等に入所されている方は利用できません。

【利用者負担】 サービス費用の 1 割相当額（生活保護世帯、町民税非課税世帯は無料）

【利用上限時間】 30 時間／年

（5）重度障がい児通学費助成事業

重度障がい児が適切に教育を受けられる環境を整えるため、通学のためのタクシー運賃を助成し、保護者の経済的負担と介護負担を軽減する事業です。

【対象者】

八雲町に住所を有する次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳所持者のうち視覚障がい者 1～2 級、下肢機能障がい者 1～2 級、体幹機能障がい者 1～3 級
- ・療育手帳所持者のうち A 判定の方
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者のうち 1 級の方

【対象行程】

対象行程は、自宅と学校間の移動、学校から学童保育所までの移動、学校から放課後等デイサービス事業所までの移動です。

【助成金額】

距離によるタクシー運賃を基準額として、その 2 分の 1 を助成します。

（6）自動車改造助成事業

障がい者が所有し、運転する自動車の手動装置等の一部を改造する費用を助成します。

【対象者】

八雲町に住所を有する次のいずれにも該当する方

- ・自ら所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより社会参加が見込まれる方
- ・前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、改造助成を行う月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方

【助成対象】 操向装置及び駆動装置等の改造に要する経費の一部を助成します。

【助成金額】 10 万円以内

(7) 町広報紙等音声化事業

障がい等により、紙面や漢字を読むことが困難な方を対象に『広報やくも』と『八雲町の議会』を音声化したCDを提供します。『広報やくも』『八雲町の議会』は「やくも朗読サークル[※]」の協力のもと音声化しています。 ※85ページをご参照ください。

【対象者】

- ・ 視覚障がいや肢体不自由により紙面を見ることが困難な方
- ・ 知的障がいや精神障がいにより漢字を読むことが困難な方

【利用者負担】 無料

(8) 日常生活用具給付等事業（令和8年4月現在）

重度の障がい者（児）等の日常生活上の不便を補うための日常生活用具を給付（貸与）します。

【対象となる日常生活用具】

	種目
介護・訓練 支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練用椅子（障がい児のみ）、訓練用ベッド（障がい児のみ）
自立生活 支援用具	入浴補助用具、便器、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障がい者用屋内信号装置、暗所視支援眼鏡
在宅療養等 支援用具	透析液加湿器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和度測定器）、酸素ボンベ運搬車、盲人用音声式体温計、盲人用体重計、緊急時電源供給装置
情報・意思 疎通支援 用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文書読上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、盲人用時計、地デジ対応ラジオ、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、人工喉頭、福祉電話（貸与）、ファックス（貸与）、視覚障がい者用ワードプロセッサ、点字図書
排泄管理支 援用具	ストーマ装具、収尿器、紙おむつ
住宅改修費	居宅生活動作補助用具

【利用者負担】 給付を受ける方の属する世帯全員の所得により利用者負担が変わります。

（生活保護世帯、町民税非課税世帯の場合、原則自己負担はありません。）

(9) 障がい者レクリエーション活動等支援事業

障がい者を対象とするスポーツ教室・大会、レクリエーション活動を開催する団体に対し、対象経費を補助します。

【補助の要件】以下の要件を満たすこと。

- ①参加する障がい者手帳所持者が10人以上、かつ、参加者に占める障がい者手帳所持者の割合が2分の1以上であること。
- ②八雲町内の法人又は任意団体であること。
- ③国、都道府県又は市町村から他の補助金、助成金又は給付金の交付を受けていないこと。

【補助額】次の①と②のうちいずれか少ない方の金額を補助額とします。

- ①補助対象経費－（参加者負担金－補助対象外経費）

※補助対象外経費より参加者負担金が少ない場合は、補助対象経費のみとなります。

- ②参加した障がい者手帳所持者数×1,000円

※障がい者手帳所持者は町が管理する手帳台帳に載っていることが必要です。

(10) 障がい者日中一時支援事業

障がい児や障がい者の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援や一時的休憩（レスパイト）を目的とし、町と委託契約を締結した放課後等デイサービス、児童発達支援事業所または短期入所事業所が、居場所の提供、見守り（体調の変化、行動障害への対応）、レクリエーションなどのサービスを提供します。

【対象者】

- ・18歳以上の障がい者は、障害支援区分4～6の方（1人で自宅に長時間いられない方を想定）
- ・18歳未満の障がい児は、区分1～3の方

【利用者負担】

- ・課税世帯は1割負担（上限額なし）。非課税世帯、生活保護世帯は負担なし
- ・食事の提供、入浴、送迎に対する料金は全額自己負担
- ・レクリエーションや余暇活動の内容により必要となる実費も全額自己負担

【利用可能上限日数】

- ・8日/月

(11) 障がい者マーク等配布事業

障がいや病気などを持つ方が、周りの方の配慮や助けを受けやすくすることを目的とした身につける「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」を配布しています。

- ・ヘルプマークとは、外見では障がいなどが分かりにくい方が身につけるものです。
- ・ヘルプカードとは、緊急連絡先やかかりつけ医療機関を書くことができるようになっており、緊急時の支援がスムーズになります。

【申請窓口】※申請書は下記窓口に用意しています。

保健福祉課障がい者福祉係、役場住民生活課、熊石総合支所住民サービス課、落部支所

【郵送による申請書の送付先】

八雲町保健福祉課障がい者福祉係（栄町 13-1 シルバープラザ）

※申請書は、町ホームページからダウンロードできます。

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
------	-----------------	-------------------

9 地域障害児支援体制強化事業(巡回支援専門員整備(いたずらっ子の会))

年2回、専門機関（社会福祉法人侑愛会）の発達支援専門員・言語聴覚士等による、発達相談『いたずらっ子の会』を開催しています。「ことばが遅い」「落ち着きがない」などで心配なときに、ご相談ください。日頃、気になっていることを専門員へ相談し、アドバイスを受けることができます。

【利用者負担】 無料

問合せ先	子ども発達支援センター（シルバープラザ内）	電話 (0137) 63-4622
------	-----------------------	-------------------

10 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付

小児慢性特定疾病医療の給付を受けている児童を対象に、身体の状態に応じて、日常生活を支援する用具を給付します。

【対象者】 小児慢性特定疾病医療の給付を受けている児童で、児童福祉法（小児慢性特定疾病に関するものを除く）および障害者総合支援法の制度の対象とならない方

【対象となる日常生活用具】

給付種目	便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和度測定器）、ストーマ装具（消化器系、尿路系）、人工鼻、チューブ型包帯
------	--

【利用者負担】対象者本人の属する世帯の所得により利用者負担が変わります。(生活保護世帯は無料)

問合せ先	役場住民生活課 児童係	電話 (0137) 62-2112
------	-------------	-------------------

1.1 軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器購入または修理に必要な費用を助成します。

対象者本人の属する世帯の町民税所得割が46万円以上の方がいる場合は、対象となりません。

【助成対象】補聴器の購入（イヤーマールド含む）または、修理に要する経費の一部を助成します。

【助成金額】購入（両耳分）の場合、上限額 78,000 円

修理（両耳分）の場合、上限額 26,000 円

問合せ先	役場住民生活課 児童係	電話 (0137) 62-2112
------	-------------	-------------------

1.2 給食サービス

自分で食事の支度が困難であり、かつ同居の親族等から食事の提供が受けられない高齢者世帯や重度心身障がい者の方へ夕食を宅配し、健康保持を図るとともに、安否の確認を行います。

区分	実施日	利用者負担
八雲地域	週2回（月・水・木・金のいずれか）	1食 500円
熊石地域	週2回（月～土のいずれか）	1食 400円

問合せ先	シルバープラザ 介護保険係	電話 (0137) 64-2111
	熊石総合支所 住民サービス課住民福祉係	電話 (01398) 2-311

1.3 救急医療情報キット配布事業（やくも安心キット）

一人暮らしの高齢者や障がい者等に救急医療キットを配布し、もしもの時に、かかりつけの医療機関との連携や緊急連絡先等の情報確認を迅速に行い、安心・安全対策の充実を図るための事業です。

【対象者】健康状態や日常生活に不安のある方

【利用者負担】無料

問合せ先	シルバープラザ 高齢者福祉係	電話 (0137) 64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 住民福祉係	電話 (01398) 2-3112

1.4 除雪費助成金交付事業

積雪が 15cm 以上となった場合に、自宅玄関から道路までの通路（幅 1 m 程度）を確保するための除雪に要した費用を助成します。

【対象者】

- ・ おおむね 65 歳以上で、身体が虚弱であるため除雪が困難であり、協力者の確保ができない方
- ・ 心身の障がいにより除雪が困難であり、協力者の確保ができない方

【利用者負担】

- ・ 除雪費用：1 回（30 分）1,600 円
- ・ 回数：1 日 2 回を限度とする。
- ・ 助成率：除雪費用の 1/2 補助（生活保護世帯は 3/4 補助）

問合せ先	シルバープラザ 高齢者福祉係	電話 (0137) 64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話 (01398) 2-3112

1.5 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービス利用支援等を行うものです。

【対象者】

・ 判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方）

- ・ 本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる方

【利用者負担】

- ・ 生活支援員による援助 1 回（1 時間程度）1,200 円
- ・ 生活支援員の交通費実費
- ・ 書類等の預かりで貸し金庫を利用する場合は実費

※貸し金庫の利用を除き生活保護受給者は無料

問合せ先	八雲町社会福祉協議会（シルバープラザ内）	電話 (0137) 64-2112
------	----------------------	-------------------

1.6 移送サービス

通常の乗用車では移動が困難な特別な障がいのある方や寝たきり高齢者等に対し、通院・入退院・機能回復訓練等のための通所の送迎を行います。(原則、車いすを利用する方が対象)

【利用者負担】 無料

問合せ先	八雲町社会福祉協議会 (シルバープラザ内)	電話 (0137) 64-2112
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話 (01398) 2-3112

1.7 福祉用具貸出事業

日常生活を送ることに支障のある高齢者等の在宅生活を支援するため、ベッド、車いすを貸し出しする事業です。

【対象者】 八雲町に住所を有する方で、福祉用具が必要な高齢者及び障がい者 (介護保険制度により借りられる方は対象外) (原則、取りに来られる方)

【利用者負担】 無料

※貸与中、紛失や故意により破損した場合は弁償していただく場合があります。

問合せ先	八雲町社会福祉協議会 (シルバープラザ内)	電話 (0137) 64-2112
	八雲町社会福祉協議会熊石支所 (熊石総合支所内)	電話 (01398) 2-2816

1.8 生きがいデイサービス

要介護認定にならない高齢者や障がい者等に対し、デイサービスを利用して日常生活動作の維持、回復を図り、在宅生活ができるよう支援します。

【対象者】

○他の法令による支援を受けることができない方で次のいずれかに該当する方

- ・ おおむね 65 歳以上の身体上や精神上的の障がいがあり、日常生活に支障がある方
- ・ 身体障がい者であって、身体が虚弱、または寝たきり等で、日常生活に支障がある方
- ・ 上記の方の介護者及び家族

【利用者負担】 (1 回あたりの料金)

一般利用	1,026 円
機械浴利用	1,565 円
その他の実費 (昼食代、日用品費等)	930 円

※その他適宜実施されるクラブ活動費や行事費は参加に応じて徴収

※当日のキャンセル料・・・650 円

※介護給付費の改正により、利用者負担が変更になる場合があります。

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
------	-----------------	-------------------

1 9 緊急通報電話機の貸与

一人暮らしの高齢者等に緊急通報用電話機を貸し出し、消防本部と電話回線で結ぶことによって、急病や火災など突発的な事態が発生した時に迅速な救援態勢をとることと、日常生活での悩みごとへの相談を受ける事業です。

【対象者】 健康状態や日常生活の動作に不安のある方

【通報装置】 非常ボタン、ペンダント型発信装置、熱センサー、ガスセンサー

【利用者負担】 無料

※貸与中、紛失や故意により破損した場合は弁償していただく場合があります。

問合せ先	八雲町社会福祉協議会（シルバープラザ内）	電話 (0137) 64-2112
------	----------------------	-------------------

2 0 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業

在宅で酸素療法を行っている低肺機能患者（呼吸器機能障がい者）に対し、酸素濃縮器の使用に係る電気料金の一部を助成します。

【対象者】 北海道内に住所を有し、在宅で酸素療法等を行っている方のうち知事の認定を受けた方

【助成額】

1日当たりの酸素濃縮器等使用時間		1月当たりの助成額
区分	12時間未満	1,000円
	12時間以上	2,000円

問合せ先	八雲保健所	電話 (0137) 63-2168
------	-------	-------------------

2 1 身体障害者等駐車禁止除外指定車標章の交付

身体などに障がいのある方を対象に、駐車禁止除外指定車標章が交付されます。この標章を提出することによって駐車禁止区間の一部で駐車禁止対象から除外されます。

交付基準その他詳しい内容については、八雲警察署交通課までお問い合わせください。

問合せ先	八雲警察署	電話 (0137) 64-2110
------	-------	-------------------

2 2 NET (ネット) 119 について

八雲町消防本部では「聴覚または言語・音声機能の障がいがある方向けの 119 番緊急通報システム（以下、NET119）」の運用を開始しました。

【NET119 について】

NET119 とは、お手持ちの携帯電話やスマートフォン等からインターネットを利用して「119 番通報を行えるシステム」です。このシステムを利用する場合は、スマートフォン等の位置情報が必要となります。

会話が不自由な聴覚または言語・音声機能の障がいがある方がスマートフォン等により、全国どこからでも通報場所を管轄する消防本部に対して、文字入力による緊急通報が可能となります。

【対象者】

NET119 を利用できる方は、八雲町内に在住している方で下記の方となります。

- ・聴覚または言語・音声機能の障がいがある方で身体障害者手帳が交付されている者
- ・身体障害者手帳の交付はされていないが、音声による 119 番通報が困難であると消防長が認められた者

【ご利用にあたって】

- ・ご利用を希望される方は、「NET (ネット) 119 通報システム利用登録申請書」及び「NET119 通報システム利用希望調査書」が必要となります。
- ・尚、NET119 のアプリの取得は無料ですが、通信費は利用者負担となりますのでご了承下さい。

◆会話での 119 番通報に不安のある方は、是非ご登録をお願いいたします。

問合せ先	八雲町消防本部 警防救急課 通信指令係	電話 (0137) 63-2686 FAX (0137) 63-2919
------	------------------------	---

2 3 ファクシミリでの警察連絡 (FAX 110 番)

110 番の電話をかけることのできない障がい者のために、ファクシミリで通報を受けています。また、各種の相談も受けています。

【FAX 番号】 (0138) 51-1110 (北海道警察函館方面本部)

問合せ先	八雲警察署	電話 (0137) 64-2110
------	-------	-------------------

24 選挙について

郵便等による不在者投票制度は、障がいなどにより投票所に行くことが困難で、一定の条件にあてはまる方が、自宅等で投票を行うことができる制度です。この制度をご利用いただくためには、「郵便等投票証明書」の交付を受け、投票用紙請求の時に提示する必要があります。

【対象者】

障がい者等の区分	障がい等の種類	障がい等の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級または3級
	免疫、肝臓の障がい	1級から3級
介護保険の被保険者証	介護保険法に規定する要介護者で、被保険者証に「要介護状態区分」が記載されている方	要介護5

問合せ先	八雲町選挙管理委員会	電話 (0137) 62-2111
------	------------	-------------------

25 特別支援教育就学奨励費

八雲町内の小中学校の特別支援学級へ就学する児童生徒がいる世帯へ経済的負担を軽減するため、学用品購入費や給食費などの就学に要する費用の一部を助成します。

【対象者】

八雲町内の小中学校の特別支援学級へ就学する児童生徒がいる世帯で、前年分の総所得金額が八雲町で定める基準内であるもの。

※助成を希望される場合は、学校で配布される書類での申請が必要です。

【援助費目】 ※この援助費目は八雲町内の小中学校のものです。

- ・学用品費
- ・新入学児童生徒学用品費
- ・通学用品費
- ・宿泊を伴わない校外活動費
- ・宿泊を伴う校外活動費
- ・修学旅行費
- ・学校給食費
- ・体育実技用具費
- ・通学費

問合せ先	教育委員会 学校教育課総務係	電話(0137)63-3132
------	----------------	-----------------

26 腎臓機能障がい者通院交通費助成事業（北海道）について

腎臓機能に障がいがあり、人工透析を受けている方に対して、道が通院距離・回数に応じて交通費を補助します。

【対象者】※所得制限あり。

- ・腎臓機能障がいにより、身体障害者手帳の交付を受けている方で、居住地以外の市町村に所在する医療機関に通院し、人工透析療法による医療の給付を受けている方

※他にも対象条件や申請期限などがありますので、詳細については下記までお問い合わせください。

問合せ先	渡島総合振興局保健環境部社会福祉課	電話（0138）47-9537
	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話（0137）64-2111

